

平成23年4月19日

第2275号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

○狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施（194・自然保護課）…………… 1

## 公 告

○条件付き一般競争入札の実施（技術管理室）…………… 3

○土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）…………… 4

○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 4

## 公安委員会告示

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（41・生活環境課）…………… 4

## 告 示

## 秋田県告示第194号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成23年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成23年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同施行規則第59条第2項において準用する同施行規則第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 狩猟免許試験

## (1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成23年6月24日	午後1時	北秋田市上杉字中山沢128番地	秋田県立北欧の杜公園パークセンター
平成23年8月25日	午後1時	大仙市大曲日ノ出町二丁目7番地53	大仙市大曲交流センター
平成23年10月2日	午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4	秋田県森林学習交流館（プラザクリプトン）

## (2) 試験科目

## ア 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

## イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

## ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

## 2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

## (1) 日時及び場所

日	時	場	所
平成23年6月15日	午前9時	大仙市大曲上栄町13番地62	

	仙北地域振興局
平成23年7月3日 午後1時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎
平成23年8月4日 午前9時	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部（北秋田保健所）
平成23年9月7日 午前9時30分	秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎

## (2) 適性検査及び講習の内容

## ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

## イ 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間以上の講習を行う。

## 3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

## (1) 狩猟免許試験の受験

## ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

## (2) 狩猟免許の更新

## ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

## 4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成23年5月6日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の2日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 5 申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 申請書類は、平成23年5月6日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の2日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

(2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付すること。

この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

## 6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあっては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあっては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会会員手帳等）を持参すること。

- 7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先  
秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課

## 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借事業名  
各地域振興局建設部サーバ機器賃貸借
- (2) 借入物品名及び数量  
サーバ機器 1式
- (3) 借入物品の仕様等  
仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
平成23年6月20日（月）
- (5) 賃貸借期間  
平成23年7月1日から平成28年6月30日まで
- (6) 借入物品の設置場所  
仕様書のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
- (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に搭載されていること。
- (4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班（電話番号018-860-2419）

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年4月19日（火）から同月26日（火）までの期間、随時交付する。

### 4 入札執行の日時及び場所

平成23年5月9日（月）午前10時  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階西フロア会議室

### 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

### 6 その他

#### (1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

#### (3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

#### (4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川飯塚字僧ヶ沢5番地2

門 間 裕

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯田川土地改良区から申請のあった定款変更について、平成23年4月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から申請のあった定款変更について、平成23年4月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第41号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定に基づき、公表する。

平成23年4月19日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

1 実施年月日

平成23年5月27日（金）午前9時から午後4時30分まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 講習科目及び講習時間数

猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。

4 受講定員

40人

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書 2通

(2) 写真 2枚

写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込用紙の交付

各受付場所において交付する。

(2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）

を除き、平成23年4月19日（火）から同年5月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地を管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号